

南国市

(金抜)														

令和 7 年度
高知県 南国市 前浜

南国市地籍調査事業 前浜地区 (2023-03) 地籍図・地籍簿等作成業務委託 実施設計書

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について (通知)」により、変更の協議を行うものとする。

令和 7 年 4 月 1 日 積算単価適用

南国市 前浜 地区

業務委託概要

計画面積 A=0.769km²

FⅡ-2, G, H工程, 複図作成

起工又は変更理由

令和7年度

南国市地籍調査事業

前浜地区（2023-03）地籍図・地籍簿等作成業務委託

特記仕様書

南 国 市

第1条 適用範囲

本業務は、「南国市地籍調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとする。

第2条 業務内容

業務内容は、下記のとおりとする。

1) 実施区域	南国市 前浜の一部 (2023-03)	
2) 実施範囲	別添平面図参照	
3) 調査面積	0.769 km ²	
4) 作業工程	①地籍図原図作成	FⅡ-2工程
	②地積測定	G工程
	③地籍簿・地籍図複図等の作成業務 及び閲覧業務 ※閲覧については、閲覧期間（20日間）のうち、 3日間出席すること	H工程

南国市地籍調査業務

共通仕様書

(2年目工程)

第一章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、南国市（以下「甲」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業による地籍図原図の作成業務（FⅡ工程）、地積測定業務（G工程）、地籍図及び地籍簿の作成業務（H工程）の各作業方法等を本業務請負人（以下「乙」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

(作業規定)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか業務委託契約書及び下記の法令等により行うものとする。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 地籍調査作業規程準則（以下「準則」という。）
同運用基準（以下「運用基準」という。）
- (4) 地籍調査票作成要領
- (5) 地籍図作成要領
- (6) 地籍簿作成要領
- (7) 現地調査等の通知に無反応な土地の所有者等がいる場合における筆界の調査要領（令和6年6月28日国不籍第307号）
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
- (9) 測量法
- (10) 不動産登記法等関連法規（参考）
- (11) 地籍調査成果電子納品要領
- (12) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン

(計画)

第3条 乙は、本業務を遂行するにあたり、契約締結後、速やかに次の書類を作成し甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 作業実施計画書

- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 主任技術者届、現場代理人届及び作業従事者届
- (5) その他甲の指示する書類

2 作業実施計画書には、下記事項を記入するものとする。

- (1) 地籍調査業務概要
- (2) 調査範囲の位置図
- (3) 実施方針
- (4) 安全管理
- (5) 工程表
- (6) 業務組織計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用機器の種類、名称、性能及び検定証明書の写し
- (11) その他

(管理技術者等)

第4条 管理技術者は、乙において選任する本業務に精通した経験豊かな者で、作業全般の管理及び統括、作業現場の運営、取締りを行うものとする。

なお、管理技術者は本業務が完了するまで原則として変更できない。但し、病床、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

2 主任技術者（班長）は、本仕様書等に定められた業務を遂行するものとする。

なお、管理技術者は、主任技術者を兼ねることができる。

3 現場代理人は、主任技術者を補佐するものとする。

4 主任技術者は、下記のいずれかの有資格者でなければならない。

- (1) 地籍図原図の作成業務（F II 工程）、地積測定業務（G 工程）
 - ・ 測量士
 - ・ 測量士補

5 測量作業に従事する技術者は、測量法第48条に規定する測量士又は測量士補でなければならない。

(打合せ)

第5条 本業務を遂行するにあたり、作業打合せを3回以上実施し、乙は協議した事項を打合せ記録簿等に記録し、相互に保管するものとする。

(関係官公署との調整)

第6条 乙は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、甲と共に対応するものとする。

(貸与資料)

第7条 本業務を実施する上で必要な資料等(甲以外の第三者が管理する資料等含む。)は、甲が主任技術者に貸与するものとする。

2 貸与資料を本業務遂行上複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行うものとする。

3 貸与された資料等及び第2項の複製品については、その重要性を認識し破損・紛失・盗難等の事故のないように管理するとともに、取扱いには十分注意し、本業務の完了後あるいは使用終了後には、甲の照合を受け速やかに返却するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、本業務の遂行上知り得た事項については、本契約期間並びに終了後も第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期するものとする。

3 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用してはならない。

(身分証明書及び土地立入)

第9条 乙は、業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。

2 乙は、調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既住者にその旨を通知すること。

3 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返納すること。

(工程管理)

第10条 本作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により実施するものとする。

2 乙は、本業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等を甲と協議し、協議結果を打合せ簿に記録し、その都度甲に提出するものとする。

3 乙は、毎月の業務の進捗状況を報告書にまとめ、翌月5日までに提出すること。ただし、5月及び1月については翌日10日までの提出とする。

なお、業務実施中に、乙は甲から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出しなければならない。

(使用機械器具)

第11条 本作業に使用する機械器具は、測量精度を十分保持し得るものとし、作業着手前に使用機械器具名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(保安)

第12条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各項により、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い、作業を実施するものとする。

2 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管の官公署と十分な打合せを行い施行すること。

3 本業務従事者は常に言動には十分注意すること。

4 本業務従事者は常に周囲の安全管理に十分注意すること。

5 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

(成果品の検定・検査・納品)

第13条 本業務の成果について、乙は主任技術者による自社点検を徹底し、工程毎及び作業完了後に主任技術者立ち会いのうえ、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の検査において、甲から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、乙はこれを速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とするものとする。

- 3 作業が終了し、検査に合格した成果品は、逐次納品するものとする。
- 4 地籍調査のFⅡ-2、G、H工程から作成される成果等については紙の成果品とともに、電子媒体（CD-R）でも納品するものとする。また、ファイル名を日本語表記したPDFファイルも併せて納品するものとする。

（成果品の瑕疵）

第14条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担において行うものとする。

（成果品の帰属）

第15条 本業務で使用された資料及び成果品等は、すべて甲に帰属するものとし、甲の承諾を受けずに他に公表、貸与してはならない。

（業務の完了）

第16条 本作業の完了は、第六章に定める成果品を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

（損害の賠償）

第17条 乙は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。損害賠償の責任は乙が負うものとする。

（疑義）

第18条 乙が、本作業実施にあたり本仕様書等に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議の上、指示を受けるものとする。

第二章 業務の概要

(業務概要)

第19条 地籍図原図の作成業務、地積測定業務、地籍図及び地籍簿の作成業務とする。

(業務内容)

第20条 作業の工程は次のとおりとする。FⅡ-2工程とG工程は併せて実施する。

(1) 地籍図原図の作成 (FⅡ-2工程)

(2) 地積測定 (G工程)

(3) 地籍図及び地籍簿の作成 (H工程)

(貸与)

第21条 本業務を遂行するため、甲は乙に下記の資料を貸与するものとする。

(1) 国土調査法第24条第3項に規定する身分を示す証明書 一式

(2) その他関係資料 一式

第三章 地籍図原図の作成（FⅡ-2工程）

（原図の作成）

第22条 原図は、仮作図を行い調査図との照合作業等により図形その他の事項に誤りが無いことを確かめた後、地籍図作成要領（令和3年国不籍第489号）に基づき、下記の点を考慮して作成するものとする。

- （1）地籍図原図の作成は、規定されている精度を保持できるプロッタを用いて作成するものとする。
- （2）地籍図原図と併せて筆界点番号図及び地籍図一覧図を作成するものとし、用紙はポリエステルフィルム（#300以上）とする。
- （3）乙は、本仕様書及び地籍図作成要領に明示されていない事項で疑義が生じたときは、甲と協議の上、指示を受けるものとする。

第四章 地積測定（G工程）

（地積測定）

第23条 乙は、地積測定については、準則及び運用基準に定めるところにより作業を行うものとする。

- 2 面積計算簿には、地番、面積、筆界点番号、筆界点座標、筆界点間の計算辺長、筆界点間の方向角を含めるものとする。ただし、地番の付いていない長狭物については、管理番号を付し、他と区別できるようにするものとする。

第五章 地籍図及び地籍簿の作成（H工程）

（地籍図及び地籍簿の作成）

第24条 地籍簿案の作成については、「地籍簿作成要領」（令和3年3月31日付け国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）によるものとする。

- 2 閲覧資料等の作成については、乙が行うものとする。また、閲覧の案内文は乙が封入作業を行い、甲が発送するものとする。
- 3 乙は、誤り等申出について、国土調査法第17条第2項の規定による申し出が

あった場合には、甲と十分な打合せを行い適正な処理をするものとする。

- 4 乙は、地籍調査結果閲覧表については、できる限り閲覧期間（20日間）内の回収に努め、閲覧期間経過後も乙が主体的に郵送や電話連絡等の手段にて回収するものとする。また、その対応の記録は乙が行い、その様式は甲と協議するものとする。
- 5 法務局へ送付する地籍図及び地籍簿について、成果提出後から法務局へ送付する日までに土地の異動等が生じた場合には、甲に協力するものとする。
- 6 地籍図複図は、準則及び運用基準に定めるところにより作成するものとし、用紙はポリエステルフィルム（#300以上）とする。

第六章 成果品

(成果品)

第25条 本業務による納入成果品は次のとおりとする。

単位作業	記 録 及 び 成 果	電子納品 格納対象
1. 各単位 作業共通	①工程表 ②検査成績表 ③作業従事者名簿 ④その他工程上必要な資料 ⑤地籍調査成果の電子納品 (CD-R) (FⅡ-2工程～H工程) ⑥PDFファイル (CD-R) 電子納品格納対象のファイル名を日本語表記にしたもの。	○
2. FⅡ-2 工程 原図の作成	①地籍図一覧図 (マイラー) (1部) ②地籍図原図 (マイラー) (1部) ③筆界点番号図 (マイラー) (1部) ④地籍図全体図 (紙) (1部)	○ ○ ○ ○
3. G工程 地積測定	①地積測定成果簿 ②地積測定観測計算諸簿 ③精度管理表	○ ○ ○
4. H工程 地籍図及び 地籍簿の作 成	①調査図綴 ②地籍簿綴 (1部) ③地籍図複図 (マイラー) (1部) ④地籍調査結果閲覧表綴 ⑤地籍フォーマット2000 (CD-R) (1枚) ⑥誤り等申出書綴 ⑦認証用書類内訳書 (筆界未定調書含む)	○ ○ — ○ — ○ —

2 地籍調査成果の電子納品については、監督職員と協議の上、実施するものとし、「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成するものとする。

3 乙は、成果品とする記録媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとし、その記録媒体は、甲が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。

なお、記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報 (ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日)・フォーマット形式をラベルに表示するものとする。

4 乙の、本業務による成果品の保存期間は、成果品納入後10年 (電子媒体による保存でも可) とする。

また、地籍調査の成果が法務局に送付された後に、当該成果に係る明らかなる

誤りが発見された場合には、乙は甲に協力するものとする。

地籍調査事業費算定簿 (D) 「令和7年度 調査地区集計表」

消費税 10%

No	計画区の名 コード	計画区の名 称	調査事業名 委託形態	調査面積 (K㎡)	換算面積 (K㎡)	地 籍 調 査 費						後続調査	特 記 事 項	
						委託工程	直営工程	地籍集成図	当該年度 数値情報化	過 年 度 数値情報化	現場技術 業 務 費			成果検定費
①	20233920403	前浜の一部	地籍調査事業一般 (外注)	0.769	0.16									FII-2, G, H1, H3, H2, 複図作成
②														
③														
④														
⑤														
⑥														
⑦														
⑧														
⑨														
⑩														
⑪														
⑫														
各地区の総合計				0.769	0.16	※1						※5		

諸経費率：小数第3位（小数点第4位四捨五入）												左の計 円
諸経費（直接経費（※1）× 諸経費率）				※2								
直接経費（※1）+ 諸経費（※2） （1万円未満切捨）				※3								
消費税+地方消費税：小数第3位						0.100						
消費税相当額				※4								
成果検定費（※5） （1万円未満切捨）				※6								
消費税+地方消費税：小数第3位						0.100						
消費税相当額				※7								
業 務 価 格				（※3）+（※6）								
消 費 税 相 当 額				（※4）+（※7）								
設 計 金 額				（※3）+（※4）+（※6）+（※7）								

事 業 量	
地籍調査	K㎡ 0.16
地籍集成図	K㎡
当該年度数値情報化	K㎡
過年度数値情報化	K㎡

地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」

2025年度

消費税 10%

事業の種類						都道府県名	市区町村名	
地籍調査事業一般 (外注)						高知県	南国市	
1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	(周長) ² /面積: 周長 = 3.99 20倍 0		
甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3			筆の形状
傾斜条件						○	整形	不整形
視通条件						○	大 I	大 II
						計画区から距離		

計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	事業の種類						筆の形状	
20233920403	前浜の一部	0.769 Km ²	調査前 (E, H)	筆	m ²	精度	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	整形	不整形
		計画区着手 年 度		1,553	495	傾斜条件	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	○	
		2023年度	調査後 (F, G)	筆	m ²	視通条件	平坦	緩傾	中傾	急 1	急 2	急 峻	○	
				734	1,048		農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II

工程略称	傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 γ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程				
C																
D																
F I																
F II-1																
F II-2								0.769					0.03	0.02		
G								0.769					0.11	0.08		
E	E															
	E 1															
	E 2															
	図面等調査															
	材料費															
H	H 1							0.769					0.03	0.02		
	H 3							0.769					0.03	0.02		
	H 2											0.03	0.02		閲覧: 技師3、技師補3、助手3 資料等整理: 技師1、技師補2、助手4 閲覧表回収: 助手5	
	複図費							(枚) 56								複図1部
現況																
復元																
委託工程	旅費															
	使用料及び賃借料															
	打合せ費															主任技師1.5、技師1、技師補0.5
	その他作業工程															
	諸経費 上段: 率 下段: 金額															
	※直接経費+諸経費 消費税相当額															
	成果検定費 消費税相当額															
直営工程	賃金等															
	報償費															
	使用料及び賃借料															
	精度管理費															
	備品費															
	需用費 (材料費)															E工程:0、H工程:0
	需用費 (消耗品費等)															E工程:0、H工程:0
	旅費															
安全費																
(計 画 区 合 計)											円	円	換算面積	0.16 Km ²		

F II -2工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	20233920403
地区名	前浜の一部
縮尺	1/500

原図 72枚/km²

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	ポリエステルフィルム#300	29.7×42.0cm	72	枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	インクジェットプロッタ	A1版	3.1	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ型	24.8	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計) ①+④+⑦	

G工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	20233920403
地区名	前浜の一部
縮尺	1/500
標準作業量	7,700点(筆界点)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	CD-R	700MB	1	枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	パーソナルコンピュータ	デスクトップ型	2.1	台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数			
(小 計)				⑧

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧)	

H工程 工程基準額

複図作成

複図 1部

地区コード	20233920403
地区名	前浜の一部
縮尺	
標準作業量	100枚あたり

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	ポリエステルフィルム#300	29.7×42.0cm	100	枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	インクジェットプロッタ	A1版	0.8	台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ型	0.5	台日			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%		
(小 計)					⑧

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計) (①+④+⑦+⑧)	

前浜の一部 (2023-03)
計画面積 0.769km²
周長 3987.431m

